

# 定 款

株式会社アイキューブドシステムズ

2019年12月20日 改正

## 第1章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社アイキューブドシステムズと称し、英文では i<sup>3</sup> Systems, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータによる情報処理事業
2. コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、輸出入、保守、点検及びこれらに関するコンサルティング業
3. コンピュータソフトウェアパッケージの開発及び販売
4. コンピュータ及び周辺機器の企画、開発、販売、輸出入、賃貸、設置、保守、点検及びこれらに関するコンサルティング業
5. インターネット、携帯情報端末機器等を利用した情報処理及び情報システム提供並びに情報提供サービス事業
6. 前各号に関連する経営コンサルティング業
7. 前各号に関連する市場調査、宣伝、広告業
8. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡県福岡市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

#### 4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式について)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度の末日の翌日から 3 ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、

議長となる。

2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任に関する定め)

第 29 条 当社は、会社法第 427 条の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責

任の限度額は、年間500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は4名以内とする。

### (補欠監査役)

第 31 条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 32 条第 2 項の規定を準用する。

3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

### (監査役の選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任に関する定め)

第 40 条 当会社は、会社法第 427 条の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条の行為による賠償責任の限度額は、年間 500 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。



## 第7章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日に至る年1期とする。

2 決算は、毎事業年度末日に行う。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は毎年6月30日とする。

(中間配当)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。